

市営住宅集会所運営要綱

(趣旨)

第1条 半田市営住宅に設置された集会所の運営については、他に特別の定めがある場合を除き、この要綱に定めるところによる。

(集会所の設置目的)

第2条 集会所は、団地生活の向上発展を図るため、市営住宅入居者が相互の親睦及び福利厚生等に使用することを目的とする。

(運営委員会の設置)

第3条 集会所を運営するため、当該市営住宅に集会所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、当該市営住宅の管理人のうちから選出された委員及び当該市営住宅の住民自治組織（以下「自治会」という。）から選出された委員をもって構成する。

(使用の承認)

第4条 集会所を使用しようとする者は、運営委員会の承認を受けなければならない。

2 運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する行事については、使用を承認してはならない。

- (1) 集会所を滅失し、又は破損するおそれがあるとき
- (2) 団地生活の秩序を乱すおそれのあるとき
- (3) 特定の政治活動、宗教活動及び選挙運動を目的とするとき
- (4) 長期間にわたる使用又は独占的な使用により、他の入居者の集会等に支障があるおそれのあるとき

(経費の負担)

第5条 集会所の運営に係る経費のうち、次の各号に掲げるものは、入居者の負担とする。

- (1) 別表に掲げる修繕、取替等に要する費用
 - (2) 器具等の備付け及び補充に要する費用
 - (3) 電気、上水道、ガス等の使用料
 - (4) 汚物、じんかい等の処理に要する費用
 - (5) 使用者の故意又は過失により破損した箇所の修繕に要する費用
 - (6) その他前各号に類する費用
- 2 運営委員会は、集会所を使用させる場合に、前項の経費の一部を当該使用者に負担させることができる。

(監理員の指示)

第6条 監理員（建設部建築課長をいう。以下同じ。）は、運営委員会に対して集会所の運営について必要な指示をすることができる。

2 監理員は、運営委員会が前項の指示に従わない場合は、集会所の閉鎖又は運営委員会の解散を命ずることができる。

(運営に関する細目)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、使用の手続き、費用の負担、運営委員会の組織、その他集会所の運営に関する細目は、運営委員会が定める。
運営委員会は、前項に規定する細目を定めた場合は、監理員に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和 54 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 4 日から施行する。